

資格取得奨励金規程

運営委員会

平成23年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、本学の学生が在学中に難易度の高い資格取得を目指すことを奨励するために、別表に定める資格を取得した者に対し、資格取得奨励金（以下、奨励金という）を給付する制度に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 奨励金は、別表の資格を在学中に取得した者（資格試験合格者を含む）を対象とする。ただし、特定の民間企業が認定する資格は除く。

2 前項の対象者に相当するとキャリア支援委員会が判断し、当該学部教授会の意見を聞いて、学長が認めた者も支給対象者とする。

(給付金額)

第3条 奨励金は、5万円とする。また複数の対象資格を取得した場合は、その都度支給することができる。

(申込手続)

第4条 奨励金の給付を受けようとする者は、所定の申請書類に合格証書等の原本を添え、原則として合格証書等の受領後1ヶ月以内に申請するものとする。

(事務の所管)

第5条 この規程に関する事務は、学生・キャリア支援課が所管する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、運営委員会で審議し、学長がこれを行う。

附則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、改正（第2条、第4条、第5条）により平成20年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、改正（第2条、第4条、第5条、別表、）により平成22年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成23年4月6日開催の全学協議会決議によって、制定権限が全学協議会に変更されたことに伴い、制定機関を全学協議会と変更して、平成23年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、改正（別表）により平成26年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、改正（第2条、第6条）により平成27年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成27年4月1日付けの組織改編に伴い制定権限が運営委員会に変更され、制定機関を運営委員会に変更し適用する。

8 この規程は、改正(第1条・別表)により平成31年4月1日から適用する。

【別表】

資格取得奨励金給付対象資格

対象となる資格	級等
日商簿記検定	1 級
秘書検定	準 1 級
秘書検定	1 級
実用英語技能検定	準 1 級
実用英語技能検定	1 級
販売士	1 級
PC 検定(文書作成)	1 級
PC 検定 (データ活用)	1 級
IT パスポート試験	
AFP (Affiliated Financial Planner)	(日本ファイナンシャル・プランナーズ協会)
TOEFL	540 点以上(P 型)、210 点以上(C 型)
TOEIC	700 点以上
中小企業診断士	
社会保険労務士	
税理士科目	※1 科目以上の合格
公認会計士論文式試験科目	※1 科目以上の合格
国内旅行業務取扱管理者	
総合旅行業務取扱管理者	
CSCS	
NSCA-CPT	